

6月は『外国人雇用啓発月間』です

「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

経済社会の国際化・慢性的な人手不足に伴い、届出が義務化された平成 19 年以降、過去最多を更新し、令和6年 10 月末時点で 230 万 2587 人となりました。(25 万 3912 人増加(対前年増加率 12.4%))

近年、外国人労働者の増加に伴い、失踪件数の増加や地方から都会への外国人労働者の流出、闇バイトなど、多様化している現代において、より一層ルールを守って適正に雇用管理していくことが課題となっています。



まず、外国人労働者の雇入れ及び離職に際しては、在留資格「外交」、「公用」、「特別永住者」以外のすべての外国人(留学生アルバイトも含む)について、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出ていただく必要があります。この際、在留カード番号の記載が必要となりますので、外国人労働者の在留カード又は旅券(パスポート)等の提示を求め、確認をお願いします。

また、労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず全ての外国人労働者にも適用されることから、これらを遵守していただくとともに、外国人労働者が適切な労働条件下、安心して働ける環境が確保されるよう雇用管理の改善等にご配慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、愛媛労働局のホームページやハローワークのパンフレットでも確認することができますのでご活用いただき、ご不明な点がございましたら、ハローワークまたは愛媛労働局までお問い合わせください。



愛媛労働局職業安定部職業対策課